災 害 時 の

活動マニュアル

〇〇自主防災組織

**［時間経過から見た行動］**

以下は，震災時における初動対応の時期に期待される活動を表したものですが，自主防災組織は初動対応以降も復旧・復興に向けて，他団体と連携しながら，継続的な活動が求められます。

なお，震災時の活動においては，自身及び家族の安全確保を前提として行われるものです。

**自主防災組織に期待される活動・役割**

**震災時の状況**

**○ 防災知識の普及**

**○ 防災訓練の実施**

**○ 資機材等の整備**

**○ 災害危険箇所，災害時要援護者の把握等**

**発生前**

**地震発生**

----------- -------------------------------------------------------------------------

**発生直後**

**１ 自身と家族の安全確保**

**２ 近隣での助け合い**

（**出火防止，初期消火，救助等）**

 **～ 地震発生直後 ～**

--------- --------------------------- ------------------------------------------------

**地域で救援活動に当たる人も含めて，大部分の人が被災者であり，生命の危機・生活環境等の破壊に対し，自助と地域住民の共助が中心となる。**

**３ 安否や被害についての情報収集**

**４ 初期消火活動・救出活動**

**５ 負傷者の手当・搬送**

**６ 住民の避難誘導活動**

**７ 災害時要援護者の避難支援**

**８ 避難所の開設**

**数時間後**

**～ 災害発生から数日間 ～**

----------- --------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**行政や公的機関による緊急対応や地域住民と自主防災組織としては，初動対応となる消火，避難，救出・救護，給食・給水等を実施する時期となる。また，外部から様々な支援活動，人材，支援物資が入ってくる時期でもある。**

**（地域性や災害の規模によって外部からの支援時期は異なる。）**

**数日後**

**９ 避難所運営**

**10 炊き出し等の給食・給水活動**

**11 避難中の自警（防犯）活動**

**12 災害時要支援者への配慮**

**１　自身と家族の安全確保（地震発生直後）**

　①　大規模な地震が発生した場合，家族の待ち合わせ場所を決めておきましょう。

　　・　家族の待ち合わせ場所　（　　　　　　　　　　　　　　）

　②　災害用伝言ダイヤル（１７１）の利用方法

　　　ご自宅の電話番号等を入力し，伝言を録音又は再生することができます。

被災地内の固定電話番号

　　　　　＊　携帯電話番号（０９０，０８０），ＰＨＳ（０７０）の電話番号は登録できません。

録音内容の例

・自分の名前，けがの状況

・現在，どこにいるか　など

録音の方法

１７１をダイヤルします

ガイダンスが流れます

１をダイヤルします

ガイダンスが流れます

被災地の方はご自宅の電話番号，または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい

ガイダンスが流れます

プッシュ回線の場合：１＃（ダイヤル回線の場合は操作が不要）

ガイダンスが流れます

伝言を録音します（３０秒以内）

**ガイダンスが流れます**

再生の方法

１７１をダイヤルします

ガイダンスが流れます

２をダイヤルします

ガイダンスが流れます

被災地の方はご自宅の電話番号，または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい

ガイダンスが流れます

プッシュ回線の場合：１＃（ダイヤル回線の場合は操作が不要）

ガイダンスが流れます

伝言の録音内容を確認できます

**ガイダンスが流れます**

　　　　**＊　毎月，１日と１５日，録音，再生の体験利用ができます。**

**２　近隣での助け合い（地震発生直後）**

個人の役割

　①　家族の安全確保が終わったら，隣近所同士，声かけを行い，安否確認を行いましょう。

　②　タンスや倒壊家屋の下敷きになっている方を発見した場合は，周りの人に協力を求めましょう。

班長の役割

　①　あらかじめ決めておいた班内の安否確認，被害調査を行います。

　②　世帯台帳があればその台帳に，無ければ確認できたことを次の用紙にまとめます。

【安否確認報告用紙】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 世　　帯　　名 | 確認できた人数 | 備考（けがや被害状況） |
|  | 　　　名 |  |
|  | 　　　名 |  |
|  | 　　　名 |  |
|  | 　　　名 |  |
|  | 　　　名 |  |
|  | 　　　名 |  |
|  | 　　　名 |  |
|  | 　　　名 |  |
|  | 　　　名 |  |
|  | 　　　名 |  |
|  | 　　　名 |  |
|  | 　　　名 |  |
|  | 　　　名 |  |
|  | 　　　名 |  |
|  | 　　　名 |  |
|  | 　　　名 |  |
|  | 　　　名 |  |
|  | 　　　名 |  |
|  | 　　　名 |  |

**３　安否や被害についての情報収集（地震発生直後）**

　①　班長は，班内の安否確認，被害調査結果を会長に報告します。

　②　会長は，各班の安否確認，被害調査結果を様式「被害（安否確認）状況報告書」にとりまとめ，速やかに市に報告します。

　　・　提出物：被害（安否確認）状況報告書

　　・　提出先：市災害対策本部（現地災害対策本部）

**４　初期消火活動・救出活動（地震発生直後）**

　①　消火活動の手順

地震発生　揺れが収まってから素早く火の始末をする。

出　　火　消火器，くみ置きの水などを使って自ら消火活動

火災発生　消火栓、バケツリレーなどによる自主防災組織の初期消火

　　　　　消防団、消防署員が消火を開始したら手を引く

延焼拡大　消防団、消防署員による消火活動

避　　難　避難誘導班の指示に従って避難を開始

　②　救出活動の手順

家屋の倒壊　自分の安全を確認し，家族や隣人の救出にあたる

生き埋め者　大きな声をあげて反応を確かめ、負傷者などの居場所の情報を集める

　　　　　　居場所を確認したら、救出するための人を集める

のこぎり、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープなどの資機材で救出する

配慮事項　　二次災害に十分気をつけ，無理のない範囲で救出活動をおこなう

必要な場合は速やかに消防機関などの出動を要請する

すぐに救出できない場合は、被災者の埋没位置や人数などを正確に把握しておく

**５ 負傷者の手当・搬送**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 症　　状 | 措　置　内　容 | 具　体　的　な　方　法 |
| 意識がないとき | 気道の確保 | 空気が鼻や口から肺に達するまでの通路を開く |
| 呼吸をしていないとき | 呼気吹き込み人工呼吸 | 口対口人工呼吸により、肺に空気を送り込む |
| 心臓が止まったとき | 心肺蘇生 | 胸骨圧迫心臓マッサージにより、酸素の含まれた血液を循環させる心臓マッサージ15回と人工呼吸2回の組み合わせを継続する |
| 喉にものが詰まったとき | 異物の除去 | 指拭法、背部叩打法、ハイムリック法など |
| 骨折に対する手当 |  | 骨折の部位を確認する骨折しているところを固定する |
| けがに対する手当 | 包帯法，三角巾 |  |
| 大出血のとき | 止血法 | 出血部位を圧迫し、包帯をする |

　＊　救急車の呼び方

①　「火事ですか。救急ですか」と尋ねるので、「救急です」と告げてください。

 　②　救急車を要請する場所を伝えてください。

・　大字，小字，地番及び要請者宅

・　要請場所がビル等の場合はビルの名前、階層、号棟、号室

（最も近い入口等を告げると救急隊も到着しやすい｡）

・　交通事故の場合は所在、道路名、目標（交差点名）等

（交差点名や付近の著名な建物等を告げると救急隊も到着しやすい｡）

 　③　「どのような状態ですか」と聞かれた場合は、見たままの状態を簡潔に伝えてください。

 　　・　けが人が複数いる場合は、その人数

・　けがの状態と合わせ、どうしてけがをしたのかが分かればその内容

 　④　電話をしている本人の氏名と電話番号を伝えてください。

 　　・　携帯電話等から通報した場合は、その旨を告げる。

・　救急車を要請後はその場を離れない。また、携帯電話等からの通報時はメイン電源を切らない。

**６ 住民の避難誘導活動**

火災の発生や気象条件によって避難経路が異なる場合があります。自分の地域ではどのような避難行動が必要なのか，よく理解しておくことが大切です。

隣近所，声をかけあい，一緒に避難する

一時避難場所（公園や広場）がある場合は，その場所に避難する

火災が発生していないか確認をしながら，指定避難所に避難する

一時避難所を決めている自主防災組織は，一時避難所に避難する

＊　避難にあたっての注意点

・　自主防災組織の責任者は、安全な避難経路を気象条件や災害規模に合わせて、複数選定しておく。

・　日頃から訓練を繰り返し、避難方法や場所などを住民に周知徹底しておく。

・　災害時要援護者に対する配慮を怠らず、全員が安全に避難できるよう便宜を図る。

**７ 災害時要援護者の避難支援**

　　平常時から要援護者名簿を整理しておくことが大切です。

　　①　本人又は家族の了解を得られた方については，自主防災組織の代表者に市から情報が提供されます。

　　②　災害時，誰が避難の支援を行うのか，どんな方法で避難するのか，どこに避難するのか，事前に話し合っておきましょう。

　　③　大規模災害時には，市から要援護者名簿が自主防災組織の代表者に提供されます。その名簿をもとに，安否確認，避難支援を行うこととなります。

**８　避難所の開設，９　避難所運営**

　　指定避難所は，市が開設の判断を行いますが，開設する目安は次のとおり。

　　・　市内において震度６弱以上を観測する地震が発生した場合

　　・　震度５強以下であっても，市長が避難所を開設する必要があると判断した場合

　　一時避難所は，地区の集会所等を自主防災組織の判断で開設します。開設する際には，施設の安全を確認してください。

　［一時避難所の開設運営手順］

|  |  |
| --- | --- |
| 時系列 | 手順内容等 |
| ①施設の安全確認 | □柱，壁の亀裂　　□ガラスの破損　　□電気　　□水道　　□ガス |
| ②一時避難所開設の決定 |  |
| ③一時避難所の開設 | ・既に避難者がいる場合は，広いスペースに誘導・避難所を開設した旨，災害対策本部又は最寄りの指定避難所に連絡する |
| ④避難者名簿の作成 | 避難者カードを家族単位に配布し記入してもらい，避難者名簿を作成する |
| ⑤地区民の安否確認 | 地区民や災害時要援護者の安否確認を行う |
| ⑥食料生活必需品等の請求，受領，配布 | 指定避難所が開設されている場合は指定避難所に，開設されていない場合は，災害対策本部又は現地災害対策本部に連絡する |
| ⑦避難所の運営状況報告 | 災害対策本部又は現地災害対策本部に毎朝１０時まで下記の事項を報告する・避難者数　　・避難者の健康状況・燃料，救援物資等の請求事項等 |
| ⑧避難所の閉鎖 | ・避難所を閉鎖した旨，災害対策本部又は現地災害対策本部に連絡する・引き続き避難生活が必要な方については，指定避難所へ誘導 |
| ⑨一時避難所開設費用の請求 | 一時避難所開設に要した費用について，請求様式により，請求する |

　［指定避難所の開設運営手順］

　指定避難所毎に作成する「避難所開設運営マニュアル」に基づき，開設運営します。

**10　炊き出し等の給食・給水活動**

　①　指定避難所の避難状況や食料等の状況により，自主防災組織の役員及び避難住民は，炊き出し等に協力します。

　②　道具については，指定避難所防災倉庫に保管している炊き出しセットを活用します。

**11　避難中の自警（防犯）活動**

　　避難所に避難する方が多くなると，空き巣被害の危険が高まります。地域の自警（防犯）活動も自主防災組織の大切な活動になります。

**12　災害時要支援者への配慮**

避難所での生活が困難な方には，何らかの支援が必要になります。それぞれの状況に応じて，臨機応変に対応が必要です。

　①　乳幼児・妊婦

　　　体育館等での集団避難生活が困難な場合，教室等の利用を施設管理者及び市職員と相談しましょう。

　②　常時介護を必要としない高齢者等

体育館等での集団避難生活が困難な場合，福祉避難所となる健康センターへの移動を市職員と相談しましょう。

　③　常時介護を必要とする方（障害者手帳の交付を受けている方など）

　　　障害者入所施設，特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等の利用について，市職員と相談しましょう。

**被害（安否確認）状況報告書**　　　自主防災組織名００００００００００００

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地域名 | 古・三・松・鹿・岩・鳴・田 | 報告日時 | 月　　日　　曜日　　時　　分　現在 |
| 行政区名**(＊注1)** | 報告者名 |  | ℡ | 　　－　　　　 |
| 被　害　状　況 | 火　　　災 | 件 | 行政区内の状況 | 電気使用の可否 | 可　・　否 |
| ガス使用の可否 | 可　・　否 |
| 負　傷　者 | 人 |
| 水道使用の可否 | 可　・　否 |
| 住宅被害数 | 件 | 行政区内被害建物数（公共物件等） | 件 |
| その他（建物等でないもの） | 件 |
| 安否確認 | 行政区内の全戸数 | 戸 |
| 在宅数（世帯員の確認ができた家） | 戸 |
| 不在宅数（世帯員の確認が出来ない家） | 戸 |
| 避難所開設の有無 | 有・無 | 避難所施設の名称 |  | 避難者数 | 人 |
| そ　の　他 | **＊現在，行政区内での困難な作業等（要望の高い作業で自主的に困難なもの等）を記載して下さい** |

**(＊注１)**　２つ以上の行政区にまたがる自主防災組織は，行政区名欄には全ての行政区名をご記入願います。

注　意　点

①被害（安否確認）状況報告書は，大崎市において震度５強以上を観測する地震が発生した場合に提出願います。「被害なし」も重要な情報源となりますので，ご協力方よろしくお願いいたします。なお，震度５弱以下を観測する地震が発生した場合であっても，各組織内で住家被害や負傷者等の確認をした場合は，遅滞なく本報告書を提出願います。

②市への報告は，原則として所定の様式をご使用願います。ただし，被災等により用紙の滅失や紛失した場合はこの限りではありません。

③報告書の提出先　古川地域：災害対策本部（市民協働推進部 防災安全課）

古川地域以外：各総合支所防災担当課

何らかの事由により，報告指定場所まで到達できない場合は，電話等による口頭やＦＡＸ等による報告も可といたします。

④用紙が不足する場合は，余白や別紙にご記入願います。

○火 災

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名（世帯主） | 住　　　所 | 出火場所 | 対　　応 |
|  |  |  | 鎮火・消防連絡済・炎上中 |
|  |  |  | 鎮火・消防連絡済・炎上中 |
|  |  |  | 鎮火・消防連絡済・炎上中 |

○負傷者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名（世帯主） | 住　　　所 | 負傷の状況 | 対　　応 |
|  |  |  | 手当済・救急搬送・未対応 |
|  |  |  | 手当済・救急搬送・未対応 |
|  |  |  | 手当済・救急搬送・未対応 |

○被害住家

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名（世帯主） | 住　　　所 | 被害の状況 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

○行政区内被害建物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被害建物 | 住　　　所 | 被害の状況 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

○その他（建物でないもの）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被 害 物 | 住　　　所 | 被害の状況 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | **避 難 者 カ ー ド** |  |  No. ＿ ／　＿ |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  ※欄は、避難所担当職員が記入する欄です。記入しないようにして下さい。 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　※ | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  ※ | 　 | 　 |
| 避難所名 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  担当職員名 | 　 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 住所 ：  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | ※　地区名 | 　 |
| 氏　　　名 | 続柄 | 性別 | 年齢 | 入所日 | 　 | ※ |  事務所記入欄 |
| 退所日 | 　　備　　　　考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 記 |  男　 ・　 女　 ・　 計 | 　 | 　 | 　 |
|  名 名 名 | 　 | 　 | 　 |
| 　注　　 1 家族ごとに 1 葉の避難カードを配付し、記入を求めること。 |
| 　注　　 ※欄は、避難所担当職員が記入すること。 |  |  |